

一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）

改正案	現行
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 十三（略） 十四 法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項、第二百二十五条第四号、第三百三十一条第二項及び第二百五十二条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項 十五（略） （定款の変更等の認可を要しない場合） 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定によ	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 十三（略） 十四 法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十五条第二項及び第三項、第二百二十五条第四号、第三百三十一条第二項並びに第二百五十二条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項 十五（略） （定款の変更等の認可を要しない場合） 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ 法第五十八条第八項第一号若しくは法第五十八条の二第四項

り行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務若しくは信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ロ（略）

ハ 法第五十八条の二三項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

ニ 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二三項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

ホ（略）

二〇四（略）

（労働金庫の付随業務）

第四十二条（略）

第一号の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務又は法第五十八条第八項第二号若しくは法第五十八条の二第四項第二号の規定により行う信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ロ（略）

ハ 法第五十八条の二第五項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

（新設）

二（略）

二〇四（略）

（労働金庫の付随業務）

第四十二条（略）

2 (略)	3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。 一 五 (略)
六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの 七 (略)	4・5 (略)
6 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 商品デリバティブ取引(当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。)をいう。)	イ 差金の授受によつて決済される取引 ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの (1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。 (2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。
3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。 一 五 (略) 六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの 七 (略)	4・5 (略)
6 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 商品デリバティブ取引(当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。)をいう。)	(新設) (新設)

二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 (略)

7 (略)

(算定割当量の取得等)

第四十二条の二 法第五十八条第七項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(算定割当量の取得等)

第四十三条の二 法第五十八条の二第三項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第四十二条の二に規定する業務とする。

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

(新設)

(新設)

三 (略)

7 (略)

(新設)

(新設)

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 (略)

2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 労働金庫等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社(法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。))の子会社(銀行業を営む外国の会社に限る。)を含む。)

ハ〜ヘ (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〜二 (略)

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領する

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 (略)

2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 労働金庫等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社(法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。))の子会社(銀行業(銀行法第二條第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。))を営む外国の会社に限る。)を含む。)

ハ〜ヘ (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〜二 (略)

(新設)

ことが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

三〇十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三〇十八の三 (略)

十八の四 法第五十八条第七項第五号又は法第五十八条の二第三項第七号に掲げる業務

(削る)

十八の五 (略)

三〇十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三〇十八の三 (略)

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の六 (略)

十九〽三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七号の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社

六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

十九〽三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七号の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

(新設)

受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

（新設）

八 合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

（新設）

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せ

て講じているものに限る。)

7 (略)

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7 (略)

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9
11 (略)

(法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第四十八条 法第五十八条の四第二項(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第四十五条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 十一 (略)

2
3 (略)

(証券専門会社等の業務)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、

9
11 (略)

(法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第四十八条 法第五十八条の四第二項(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第四十五条第八項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 十一 (略)

2
3 (略)

(証券専門会社等の業務)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、 第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る 。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。	
一 三 （略）	一 三 （略）
2 （略）	2 （略）
（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの） 第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働 省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。	（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの） 第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働 省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。
一 第四十五条第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務 二・三 （略）	一 第四十五条第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務 二・三 （略）
（届出事項） 第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働 省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	（届出事項） 第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働 省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 四 （略）	一 四 （略）
五 第十三条第二号ハに規定する定款の変更をしようとする場合（ 次に掲げる場合を除く。）	五 第十三条第二号ハに規定する定款の変更をしようとする場合（ 次に掲げる場合を除く。）
イ・ロ （略）	イ・ロ （略）
ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合	ハ 出張所の廃止をする場合
ニ （略）	ニ （略）
六 二十五 （略）	六 二十五 （略）
2 七 （略）	2 七 （略）

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第五条の二第二項に規定する親法

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第五条の二第二項に規定する親法

人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

人等をいう。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5)・(10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の

(1)・(2)

(3) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5)・(10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の

四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第二項の許可、法第八十九条の三第三項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第二項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二

四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第二項の許可、法第八十九条の三第三項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第二項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二

十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十 二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 (5) (10) (略) チ (略) 五・六 (略)	十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は 信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十 二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 (5) (10) (略) チ (略) 五・六 (略)
--	--

二 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
（募集事項の通知等を要しない場合） 第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）	（募集事項の通知等を要しない場合） 第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）